

寝屋川市留守家庭児童会の土曜日開所の実施について

青少年課

1 実施校

各中学校区における1小学校とし、同じ中学校区の小学校の児童を受け入れます。

例えば、東小の児童は中央小に送迎いただくことになります。

校区	実施校
一中校区(東小・中央小)	中央小
二中校区(池田小・桜小)	池田小
三中校区(北小・田井小)	北小
四中校区(明和小・梅が丘小)	明和小
五中校区(神田小・和光小)	和光小
六中校区(第五小・国松小)	第五小
七中校区(南小・堀溝小)	南小
八中校区(西小・点野小)	点野小
九中校区(成美小・啓明小)	成美小
十中校区(三井小・宇谷小)	宇谷小
友中校区(木屋小・石津小)	木屋小
中中校区(木田小・楠根小)	木田小

2 利用できる方

就労証明書の勤務曜日に土曜日が含まれていること（シフト制含む）。

3 開校日

毎土曜日（祝日、年末年始は含みません。）

4 利用時間

午前9時00分～午後7時00分

※ 午後6時30分～午後7時00分までは、延長利用となります。

5 利用料金

1回300円（午後6時30分からの延長利用は従来どおり100円加算）

※ 全24小学校での土曜開所日（年5回程度）については、利用料金は徴収しません。

（延長利用料のみ徴収します。）

※ 昼食・おやつは持参とします。

6 利用料金の納入方法

口座引落又は納入通知書による納入（当月分については、翌月の保育料とあわせて請求）

7 利用方法

- ① 留守家庭児童会土曜日利用申請は、入会申請の際、入会申請書の「土曜日利用申請」欄の「□する」の□にチェックを入れて下さい。
後日、「土曜日利用承認書」を発行します。
 - ※ 提出されている就労証明書で土曜日の勤務が証明できない場合は、再度、土曜日の勤務状況がわかる就労証明書及び届出事項変更届を提出してください。
 - ※ 病気等、その他の理由による利用の場合は、別途、利用条件の確認を要するため、各留守家庭児童会にご相談ください。
- ② 年度途中で土曜日利用を申請される場合は、「届出事項変更申請書」を利用月の前月20日（休日の場合は前開所日）までに、土曜日の勤務状況が分かる就労証明書と併せて各児童会に提出してください。
- ③ 土曜日利用承認書が届き、土曜開所日の利用を希望する保護者は、**利用する前週の木曜日まで**に、入会している各留守家庭児童会に備え付けの「**土曜日利用者受付簿**」へ記入をお願いします。記入のない場合、児童の受入れができない場合があります。